

第1章 総則

(目的)

第1条 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び具体的な取組みを示すものとして、取締役会決議によりこのガイドラインを定める。

2 このガイドラインの改廃は、取締役会決議による。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第2条 当社は、駅と鉄道を中心とした当社事業の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、安全で安定した輸送の確保及びサービス品質の改革をはじめとする経営課題に対して、透明、公正及び迅速果断な意思決定を行っていくことにより、株主の皆さま、お客さま及び地域の皆さまをはじめとするステークホルダーのご期待を実現していくことをめざす。[3-1(ii)]

第2章 株主の権利及び平等性の確保

(基本原則)

第3条 当社は、株主総会が会社の基本的な事項について意思決定を行う機関であることをふまえ、株主総会における質疑の活性化及び株主の権利である議決権行使の円滑化に向けて、次の各号をはじめとする適切な環境整備に努める。[1-2]

(1) 株主総会の招集通知は、開催日の概ね3週間前までに発送する。また、招集通知は発送前に当社及び東京証券取引所のホームページに和文及び英文で掲載する。[1-2②] [1-2④]

(2) 株主総会開催日は、いわゆる「集中日」を避けて設定する。[1-2③]

(3) インターネットによる議決権行使及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使を導入するなど、議決権行使の利便性向上を図る。[1-2④]

2 当社は、いずれの株主に対しても株式の内容及び数に応じて平等に対応する。[1]

(資本政策の基本方針)

第4条 当社は、事業基盤の維持及び持続的な成長のために必要な株主資本の水準を保持するとともに、業績の動向をふまえた安定的な配当の実施及び柔軟な自己株式の取得により、株主還元を着実に充実させることを資本政策の基本方針とする。[1-3]

2 前項により取得した自己株式は、消却することを基本とする。

(政策保有株式)

第5条 当社は、中長期的な視点に立ち、安定的な取引関係並びに緊密な協力関係の維持及び強化などを図るため、当社の企業価値の向上に資するものを対象に株式の政策保有を行う。[1-4]

2 当社は、主要な政策保有株式について、年1回、取締役会において中長期的な経済合理性及び将来の見通しを検証し、その保有目的等を有価証券報告書において開示する。[1-4]

3 当社は、政策保有株式について、その保有目的等に照らして当該会社の株主総会の議案内容を精査し、必要により説明を受けたうえで議決権を行使する。[1-4]

(関連当事者間の取引)

第6条 当社は、役員及び主要株主（総議決権の10%以上を保有する者。以下同じ。）等と取引を行う場合は、会社及び株主共通の利益を害することのないよう事前に取締役会の承認を得る。また、取締

役会は取引内容の確認を行う。[1-7]

- 2 取締役会は、前項の承認にあたり具体的な取引内容を調査し、必要に応じて法務部門による確認を受けるなどの対応を行う。[1-7]

(反対票の分析)

第7条 当社は、株主総会で可決された会社提案議案のうち相当数の反対票が投じられたと認められる議案について、取締役会において反対票の原因の分析を行い、株主との対話など対応の要否を検討する。[1-1①]

(情報開示に関する方針)

第8条 当社は、情報開示の基準及び方法等を定めたディスクロージャーポリシーを策定し、当社のホームページにおいて開示する。[5]

(株主との建設的な対話に関する方針)

第9条 当社は、株主からの対話の申込みに対して、真摯に対応する。[5-1]

- 2 株主との対話は、取締役又は執行役員が面談に臨むことを基本としつつ、実際の対応者は株主の要望と関心事項もふまえて、当社が決定する。[5-1①]
- 3 株主との対話の担当部署は、総合企画本部経営企画部及び総務部とし、総合企画本部長がこれを統括する。[5-1②(i)]
- 4 株主との対話の担当部署は、財務部及び法務部をはじめとした関係各部署と適宜意見交換を行い、対話内容を共有する。[5-1②(ii)]
- 5 当社は、決算説明会を開催し、その内容を当社ホームページにおいて開示するほか、海外IRにも取り組む。株主との対話を通じて得られた意見は、常務会(役付取締役等で構成。以下同じ。)において報告する。[5-1②(iii)] [5-1②(iv)]
- 6 当社は、内部者取引に関する規則を取締役会決議により定める。また、ディスクロージャーポリシーに基づき、決算の公表前に株主と接触しない期間を設けるなど、インサイダー情報を適切に管理する。[5-1②(v)]

第3章 中長期的な企業価値向上に向けた経営理念等の策定

(グループ理念等の策定)

第10条 当社は、社員の行動の規範として、グループ理念及び行動指針を取締役会決議により定める。[2-1] [2-2]

(中期経営構想の策定)

第11条 当社は、経営環境の変化をふまえ、グループの経営の方向性を打ち出すべく、中期経営構想を取締役会決議により定める。[4-1]

- 2 当社は、中期経営構想の公表にあたり、ステークホルダーに目標とする経営数値、実行計画等を明確に説明する。中期経営構想は、当社のホームページにおいて開示する。[3-1(i)] [5-2]
- 3 取締役会は、中期経営構想に掲げる目標が未達であった場合は、その原因を分析し、次期以降の経営構想に反映させる。[4-1②]

(法令遵守及び企業倫理に関する指針の策定)

第12条 当社は、コンプライアンス経営の確保、ステークホルダーとの適切な協働及び社会的責任の遂行等の観点から、「法令遵守及び企業倫理に関する指針」を取締役会決議により定め、当社のホームページにおいて開示する。[2-2]

- 2 取締役会は、年1回、前項の指針の取組み状況を確認する。[2-2①]

(コンプライアンス相談窓口の設置)

第13条 当社は、当社グループで働く社員等がグループ内で「法令遵守や企業倫理に反する行為や反する恐れのある行為」を認識した時に相談又は通報できる窓口として、社内及び社外に「JR東日本コンプライアンス相談窓口」を設置する。[2-5①]

2 取締役会は、年1回、前項の窓口の運用状況を確認する。[2-5]

(社会・環境問題への取組み)

第14条 当社は、信頼される生活サービス創造グループとして発展を続けるため、安全で安定した輸送をはじめとする事業活動を通じて、その社会的責任を遂行する。[2-3]

2 取締役会は、年1回、社会・環境問題など当社の社会的責任に係る取組みの進捗を確認する。[2-3①]

(社内のダイバーシティの推進)

第15条 当社は、当社グループで働く社員等が有する性別などの属性、経験及び技能を反映した多様な視点や価値観の違いが、当社の強みであると認識したうえで、多様な人材がその能力を最大限発揮できる企業グループをめざし、ダイバーシティ推進に向けた各種施策に積極的に取り組む。[2-4]

第4章 コーポレートガバナンス体制

(機関設計)

第16条 当社は、主たる事業である鉄道事業において、安全確保等のさまざまな知識及び経験並びに中長期的視野に基づいた意思決定が必要であるため、取締役会を設置するとともに、取締役会から独立した監査役で構成される監査役会を設置する。[4-10]

2 取締役会は、業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行に対する監督を行う。監査役及び監査役会は、独立した客観的な立場から、取締役の職務執行の監査を行う。[4][4-4]

3 当社における業務執行を迅速かつ着実に遂行するため、取締役会の定めるところにより、常務会を原則として毎週開催するとともに、執行役員を配置する。[4-10]

(取締役及び監査役を選任する際の方針と手続)

第17条 当社は、社外取締役でない取締役については、各事業分野に精通し、安全確保等のさまざまな知識及び経験を有する者から選任する。[4-11①]

2 社外取締役については、独立した立場から経営を監督するほか、その豊富な知識及び経験を当社の経営に活かすことなどを目的に選任する。選任にあたっては、経営のダイバーシティの観点から、多様な分野より招請する。[4-7][4-8]

3 監査役については、取締役会から独立した立場で取締役の職務執行の監査を行うため、多様な分野において豊富な知識及び経験を有する者を招請することとし、財務及び会計に関する専門的な知見を有する者を1名以上選任する。[4-11]

4 取締役候補者の指名については、代表取締役が株主総会に諮る候補者を取締役会に付議し、取締役会の決議により決定する。また、監査役候補者の指名については、監査役会の同意を得たうえで、代表取締役が株主総会に諮る候補者を取締役会に付議し、取締役会の決議により決定する。なお、取締役候補者については、取締役会付議前に、代表取締役から独立社外取締役(第22条に定める社外役員の独立性に関する基準を充たす社外取締役。以下同じ。)に対して候補者選任の考え方及び方針等を説明し、意見聴取を行う。[3-1(iv)][4-10①][4-11①]

5 取締役会は、会社業績等の評価をふまえ、取締役候補者の指名を公正に実施する。[4-3]

6 当社は、取締役及び監査役の選任議案を株主総会に付議する際、候補者の略歴並びに現在の地位及

び担当をふまえた個々の選任理由を、株主総会参考書類に記載する。[3-1(v)]

(取締役及び監査役の報酬を決定する際の方針と手続)

第18条 当社は、社外取締役でない取締役に対し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、日々の業務執行の対価として役位をふまえた月例報酬を支給するとともに、経営成績、株主に対する配当、当該取締役の当期実績及び中期経営構想の達成に向けた貢献度等をふまえた業績連動報酬を、役員賞与に替えて支給する。なお、役員賞与については、第29期(平成27年度)をもって廃止する。また、社外取締役に対しては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、職務執行の対価として月例報酬を支給し、業績連動報酬は支給しない。[3-1(iii)][4-2][4-2①]

2 報酬の決定にあたっては、手続の透明性及び公正性を確保する観点から、事前に独立社外取締役とその他の取締役で構成する報酬諮問委員会に諮ることとする。[3-1(iii)][4-10][4-10①]

3 当社は、監査役に対し、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、職務執行の対価として月例報酬を支給する。監査役の報酬額は、監査役の協議により決定する。なお、監査役に対しては、業績連動報酬を支給しない。

(代表取締役への委任の範囲)

第19条 取締役会は、法令及び定款に規定された事項、経営方針、中長期経営計画、一定額以上の設備投資及び連結子会社に関することなどの経営上重要な事項並びに取締役会が必要と認めた事項について決議を行い、他の事項の業務執行の決定は、原則として代表取締役に委任する。[4-1①]

(後継者の育成の監督)

第20条 当社は、幹部候補である管理職等社員に対して目標管理制度により目標設定及びそのトレースを行うとともに、さまざまな職務経験を積ませることなどにより、幹部社員の選抜及び育成を計画的に行う。[4-1③]

2 取締役会は、中期経営構想及び年次計画などの経営目標の達成に向けた取組みについて、各部門から報告を受けることなどを通じて、取締役及び幹部社員の成果を把握し、最高経営責任者等の後継者育成の監督を行う。[4-1③]

(取締役会による内部統制の監督)

第21条 取締役会は、内部統制及びリスク管理体制を取締役会決議により定め、独立した客観的な立場から、その運用状況の監督を行う。[4-3②]

(社外役員の独立性に関する基準)

第22条 社外役員(社外取締役及び社外監査役。以下同じ。)の独立性に関する基準は、別表に定めるところによる。[4-9]

(独立社外取締役への支援)

第23条 当社は、次の各号のとおり、独立社外取締役がその役割を十分に果たすための支援を行う。

(1) 独立社外取締役相互の意見交換の機会を設定する。[4-8①]

(2) 独立社外取締役と代表取締役等の意見交換の機会を設定する。[4-8②]

(3) 独立社外取締役と監査役の意見交換の機会を設定する。[4-8②]

(4) 独立社外取締役と外部会計監査人の意見交換の機会を設定する。[3-2②(iii)]

(5) 取締役会議題の事前説明を行う等、独立社外取締役に対して十分な情報提供を行う。[4-13]

(取締役及び監査役の重要な兼職の状況)

第24条 取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、事業報告及び株主総会参考書類において開示する。[4-11②]

(取締役会の実効性の確保)

第25条 取締役会は、年1回、次の各号の要領で取締役会の実効性に関する分析及び評価を行い、その結果の概要を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示する。[4-11③]

(1) 取締役会の実効性については、透明、公正及び迅速果断な意思決定をはじめとする取締役会の役割及び責務の観点から評価する。

(2) 評価の手続きは、取締役全員に対して取締役会の実効性に関する自己評価を実施し、その結果を分析したうえで独立社外取締役に対して意見聴取を行い、必要に応じて取締役会の運営等の見直しを行う。

(取締役及び監査役のトレーニングの方針)

第26条 当社は、取締役及び監査役がその役割及び責務を認識し、その機能を十分に果たすため、法令及び定款等の各種資料を集約し閲覧可能な状態にするとともに、定例的な勉強会及び社内外の各種セミナー等の機会を提供する。[4-14②]

2 当社は、社外役員に対して、当社事業への理解を深めるために現業機関視察等の機会を提供する。[4-14②]

3 取締役会は、前各項の対応状況につき担当取締役に報告を求めるなど、必要な確認を行う。[4-14]

※当社ホームページURL <http://www.jreast.co.jp/>

※[]内はコーポレートガバナンス・コード原則の番号

以上

別表（第22条） 社外役員の独立性に関する基準

- 1 当社の社外役員について、以下各号のいずれの基準にも該当しない場合、独立性を有するものとする。
 - (1) 当社又はその連結子会社を主要な取引先とする者（注1）、又はその者が法人である場合には、当該法人の業務執行者（注2）である者
 - (2) 当社又はその連結子会社の主要な取引先である者（注3）、又はその者が法人である場合には、当該法人の業務執行者である者
 - (3) 当社及びその連結子会社の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から、役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家である者、又はその者が法人等の団体である場合は、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から得ている財産上の利益が年間収入の2%を超える法人等の団体に所属する前段に掲げる者
 - (4) 当社の主要株主（注4）である者、又はその者が法人である場合には、当該法人の業務執行者である者
 - (5) 最近3年間において、当社の外部会計監査人であった公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員であって、当社の監査業務を実際に担当していた者（ただし、事務的又は補助的スタッフ以外の者。）
 - (6) 当社又はその連結子会社の主要な借入先（注5）である者、又はその者が法人である場合には、当該法人の業務執行者である者
 - (7) 当社及びその連結子会社の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から、年間1,000万円を超える寄付を受けている者、又はその者が法人である場合は、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から得ている寄付が、その者の年間売上高又は年間総収入の2%を超える法人の業務執行者である者
 - (8) 最近3年間において、当社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合は、業務執行者でない取締役を含む。）である者（ただし、重要な者（注6）に限る。）の配偶者又は二親等以内の血族若しくは姻族である者
 - (9) 第1号から第7号のいずれかに該当する者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の血族若しくは姻族である者
 - (10) 前各号のほか、当社と利益相反関係にあるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- 2 本基準に基づき独立性を有するものとされた社外役員が、第1項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに会社に報告するものとする。

注1 当社又はその連結子会社を主要な取引先とする者とは、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、年間連結売上高の2%を超える支払を当社及びその連結子会社から受けている者をいう。

注2 業務執行者とは、業務執行取締役、当該法人の業務を執行するその他の役員、執行役及び使用人をいう。（次号以降も同様。）

注3 当社又はその連結子会社の主要な取引先である者とは、当社及びその連結子会社の直前3事業年度のいずれかにおいて、年間連結売上高の2%を超える支払を当社及びその連結子会社から受けている者をいう。

注4 当社の主要株主とは、直接保有、間接保有の双方を含め、当社の直前3事業年度末のいずれかにおいて、総議決権の10%以上を保有する者をいう。

注5 当社又はその連結子会社の主要な借入先とは、当社及びその連結子会社の直前3事業年度末のいずれかにおいて、連結総資産の2%を超える貸付を当社及びその連結子会社に行っている金融機関をいう。

注6 重要な者とは、重要な使用人に相当する職以上の立場にある者をいう。（第9号も同様。）